

医療経済実態調査（医療機関等調査）関係資料

○ 医療経済実態調査について	1
○ 医療経済実態調査のスケジュール（前回の実績）	3
○ 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱	4
○ 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査内容等	8
○ 最近の医療経済実態調査（医療機関等調査）について（概要）	13
○ 平成16年2月13日答申書	14
○ 薬剤関係調査の実施状況について	16

医療経済実態調査について

1. 調査目的等

- 医療経済実態調査は、「医療機関等調査」及び「保険者調査」から構成されている。

「医療機関等調査」

- ・ 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

「保険者調査」

- ・ 医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
- 同調査は昭和42年から実施されており、前回の調査で14回目となる。
 - 昭和63年の中央社会保険医療協議会全員懇談会の申し合わせにより、同調査は2年に1度実施することとなっている。

2. 統計報告調整法上の位置づけ

- 医療経済実態調査は、統計報告調整法の承認統計調査に該当し、調査の実施に当たっては、あらかじめ総務大臣の承認を得る必要がある。

医療経済実態調査の実施について（申し合わせ）

昭和63年11月21日

中央社会保険医療協議会

全 員 懇 談 会

当協議会においては、昭和42年以来、医療機関における医療経営の実態を明らかにすること等を目的として、3年に1回、医療経済に関する調査を実施することとしてきたところであるが、近年における事務処理の迅速化の状況等にかんがみ、今後、2年に1回実施することが適当と考える。

なお、次回の調査は、昭和64年に実施することが望ましい。

医療経済実態調査のスケジュール（前回の実績）

年	月	事 項
平成14年	10月	○総会（調査実施に向けた検討）
	11月	○調査実施小委員会（調査実施に向けた検討開始）
	12月	○調査実施小委員会（調査内容の検討）
平成15年	1月	○調査実施小委員会（ " ）
	2月	○調査実施小委員会（ " ）
	3月	○調査実施小委員会（ " ） ○調査実施小委員会（調査内容等の決定） ○総会（調査内容の了承）
	4月	○客体抽出 ○総務省協議
	5月	○総務省承認 ○調査票発送
	6月	○調査月
	7月	○回答期限（月末）
	8月	○調査票の不備補正、照会、集計等作業
	10月	
	11月	○調査実施小委員会（速報値の報告） ○総会（速報値の報告）
平成17年	1月	○調査実施小委員会（最終値の報告） ○総会（最終値の報告）

（注）上記の流れの中での「回答期限（月末）」は、医療機関等調査を示しているものであり、
保険者調査の回答期限は9月末である。

第 1 4 回 医 療 経 済 実 態 調 査 (医 療 機 関 等 調 査) 要 綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

カ 第5の層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。(区分については別紙参照)

キ 第6の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院、地域医療支援病院及び社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院)、それ以外の一般病院及び精神病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ク 抽出率は、一般病院(特定機能病院及び歯科大学病院)については1/1、一般病院(地域医療支援病院及び社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院)については1/2、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

キ 抽出率は1／25とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成15年6月の1月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙) 国家公務員の調整手当に係る級地区分

都道府県名	甲 地			乙 地		その他
	(12/100)	(10/100)	(6/100)			
北海道				(札幌市)		左 記 以 外 の 地 域
青森県						
岩手県						
宮城県				仙台市		
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県				つくば市		
栃木県						
群馬県						
埼玉県			さいたま市	川越市 川口市 所沢市 岩槻市 狭山市 草加市 越谷市 市川市 松戸市 習志野市 (柏市)	戸田市 朝霞市 志木市 和光市	
千葉県			千葉市	市川市 松戸市 習志野市 (柏市)	八千代市 浦安市 四街道市 船橋市	
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	国分寺市 国立市 西東京市 狛江市 多摩市 稲城市 町田市	昭島市 小平市 日野市 東村山市 清瀬市 武蔵村山市 青梅市	あきるの市 福生市	
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市	(三浦郡葉山町)	平塚市 藤沢市 (小田原市) 相模原市 三浦市	厚木市 大和市 海老名市 茅ヶ崎市	
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県				(静岡市)		
愛知県		名古屋市		(岡崎市)		
三重県						
滋賀県				大津市		
京都府		京都市		(宇治市)	向日市	
大阪府		大阪市 豊中市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 箕面市 (堺市) (東大阪市)	高石市 寝屋川市 (池田市) (八尾市) (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市) (岸和田市)	羽曳野市 門真市 (柏原市)		
兵庫県		神戸市 尼崎市 西宮市	芦屋市 宝塚市	伊丹市	(姫路市)	
奈良県				奈良市 (生駒市)	大和郡山市	
和歌山県				(和歌山市)		
鳥取県						
島根県						
岡山県				(岡山市)		
広島県				広島市		
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
富知県						
福岡県			福岡市	(北九州市)		
佐賀県						
長崎県				(長崎市)		
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

()は暫定指定地域

第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査内容等

1 調査の客体及び抽出方法

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
調 査 客 体		社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院	社会保険による診療・調剤を行っている全国の一般診療所	社会保険による診療・調剤を行っている全国の歯科診療所	1ヶ月の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局
層 化 方 法	第1の層化	介護療養施設サービス事業の有無別に分類	有床、無床の別に分類	院外処方の有無別に分類	全国の都道府県を9地域に分類
	第2の層化	病床数が200床以上、200床未満に分類	主たる診療科別に分類	全国の都道府県を9地域に分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類
	第3の層化	院外処方の有無別に分類	有床については介護療養施設サービス事業の有無別に分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類	開設者（個人・法人）の別に分類
	第4の層化	全国の都道府県を9地域に分類	院外処方の有無別に分類	常勤の歯科医師数を1人、2人以上の区分に分類	
	第5の層化	全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類	全国の都道府県を9地域に分類		
	第6の層化	一般病院（特定機能病院、歯科大学病院、地域医療支援病院、社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院）、それ以外の一般病院及び精神病院別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類		
抽 出 率		1/5 ただし、 地域医療支援病院、社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院は1/2、 特定機能病院、歯科大学病院は1/1	1/25	1/50	1/25

2 調査内容

(1) 基本データ

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
現在地での開業年月		○	○	○	○
現有の医業用（薬局用）建物の建築（改築）年月		○	○	○	○
開設者（開設主体）		○	○	○	○
医業用（薬局用）建物の保有形態及び延面積		○	○	○	○
管理者（管理薬剤師）の年齢・性別		○	○	○	○
病床の状況		○	○	—	—
入院患者の状況		○	○	—	—
外来診療の状況	初診患者数	○(医科・歯科別)	○	○	—
	再診患者延べ数	○(医科・歯科別)	○	○	—
	休診日数	○	○	○	○(休日日数)
処方の状況（院外処方・院内処方の回数）		○	○	○	—
点数の算定状況	社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料、小児入院医療管理料1又は2、急性期入院加算又は急性期特定入院加算	○	—	—	—
地域医療支援病院の承認の状況		○	—	—	—
介護サービスの延べ利用者数	施設サービス	○	○	—	—
	居宅サービス	○	○	○	○
医療保険・介護保険適用の食事延べ提供数		○	○	—	—
医療保険・介護保険適用の占有	医療保険適用部分	○	○	—	—
延べ床面積	介護保険適用部分	○	○	○	○

主たる診療科目	—	○	—	—
青色申告の有無	—	○	○	○
従事者の状況	—	○	○	○
表示診療時間の状況	—	—	○	—
施設基準等の届出状況	—	—	—	○
代表者又は開設者の勤務状況	—	—	—	○
平成15年6月1日～6月7日の実開局延べ時間	—	—	—	○
調剤基本料の請求区分	—	—	—	○
保険調剤の状況（調剤報酬明細書の件数、処方せん枚数）	—	—	—	○

(2) 収 支

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業収入	保険診療（調剤）収入	(入院) ○ (外来) ○	(入院) ○ (外来) ○	○	○
	公害（労災）等診療（調剤）収入	(入院) ○ (外来) ○	(入院) ○ (外来) ○	○	○
	その他の診療（薬局事業）収入（自費診療（調剤）等）	(入院) ○ (外来) ○	(入院) ○ (外来) ○	○	○
	特別の療養環境収入（特別室料金）	○	—	—	—
	その他の医業収入（保健予防活動収入等）	○	○	○	—
医業外収入（受取利息、配当金等）		○	—	—	—
介護収入	施設サービス収入	○	○	—	—
	居宅サービス収入	○	○	○	○
	その他の介護収入	○	○	○	○
介護外収入（受取利息、配当金等）		○	—	—	—
医業費用・介護費用 （保険薬局においては費用）	給与費	○	○	○	○
	青色専従者給与費	—	○	○	○
	医薬品費	○	○	○	○（医薬品等費）
	材料費	○	○	—	—
	給食用材料費	○	○	—	—
	診療材料・医療消耗器具備品費	○	—	—	—
	歯科材料費	○	—	○	—
	経 費	○	○	○	○
	光熱水費	○	—	—	○
	土地賃借料	○	○	○	○
	建物賃借料	○	○	○	○
	設備器械賃借料	○	—	—	○
	医療用（調剤用）機器賃借料	○	○	○	○
	その他の経費	○	○	○	○
	委託費	○	○	○	○
	検査委託費	○	○	—	—
	患者用給食委託費	○	○	—	—
	寝具類洗濯・賃貸委託費	○	—	—	—
	病衣洗濯・賃貸委託費	○	—	—	—
	医療用廃棄物委託費	○	○	○	—
	歯科技工委託費	○	—	○	—
	医療事務委託費	○	○	○	○
	その他の委託費	○	○	○	—
	減価償却費	○	○	○	○
	建物減価償却費	○	○	○	○
	医療（調剤用）機器減価償却費	○	○	○	○
	その他の減価償却費	○	○	○	○
	広告宣伝費	—	—	—	○
	利子割引料	—	—	—	○
	その他の医業費用	○	○	○	○
医業外費用・介護外費用	支払利息	○	—	—	—
	その他の医業外費用	○	—	—	—
特別損益	特別利益	○	—	—	—
	特別損失	○	—	—	—
補助金・負担金等	人件費補助	○	—	—	—
	運営費補助	○	—	—	—
	設備費補助	○	—	—	—

(3) 給与

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別／ 常勤・非常勤別 人員・給料・総労働時間	病院長	○			
	医師・歯科医師	○			
	薬剤師	○			
	看護職員	○			
	看護補助職員	○			
	医療技術員	○			
	事務職員	○			
	技能労務員・労務員	○			
	役員	○			
常勤職員1人当たり1週間平均の所定労働時間		○			
賞与		○			
退職給与引当金繰入額、退職金		○			
法定福利費（事業主負担）		○			

(4) 資産・負債

			病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	現金・預金	○	○	—	—
		医業未収金	○	○	—	—
		有価証券	○	○	—	—
		棚卸資産(医薬品)	○	○	—	—
		その他の流動資産	○	○	—	—
	固定資産	有形固定資産	○	○	○	○
		無形固定資産	○	○	—	—
		その他の資産	○	○	—	—
	繰延資産		○	○	—	—
負債	流動負債	買掛金	○	○	—	—
		支払手形	○	○	—	—
		その他の流動負債	○	○	—	—
		短期借入金	○	○	○	○
	固定負債	長期借入金	○	○	(短期・長期一括)	(短期・長期一括)
		その他の固定負債	○	○	—	—

(5) 設備投資

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
土地	○	○	○	○
建物（建物付属設備を含む）	○	○	○	○
医療用（調剤用）器械備品	○	○	○	○
その他の有形固定資産	○	○	○	○

(6) 福利厚生費等の調査（租税公課等の調査）

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
通勤手当	○	○	○	—
福利厚生費	○	—	—	—
損害保険料	○	○	○	○
租税公課	○	○	○	○
寄付金	○	○	○	○
借入返済金（元本）	○	○	○	○
支払利息（利子割引料）	○	○	○	○
税金（所得税・法人税、住民税、事業税）	○	○	○	○

(7) 処方せん・医薬品の状況

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
処方せん発行医療機関	医療機関数				○
	処方せん枚数				○
	処方せん受付回				○
処方せん1枚当たり平均投与日数					○
処方せん1枚当たり平均医薬品数					○
調剤用備蓄医薬品品目数 (薬価基準収載品目)	内用薬				○
	外用薬				○
	注射薬				○
調剤用医薬品廃棄額					○

(8) 薬剤関係調査

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
薬剤損耗額	○	○	○	○
薬剤の保管管理に関わる床面積	○	○	○	○
医療用廃棄物の集積に必要な床面積	○	○	○	○
薬剤の保管及び運搬に関わる設備機器に係る減価償却費	○	○	○	○
薬剤の保管及び運搬に関わる設備機器の賃借料	○	○	○	○
薬剤の保管及び運搬に係る委託費	○	○	○	○

最近の医療経済実態調査（医療機関等調査）について（概要）

実施回数（実施年月）	第12回（平成11年6月）	第13回（平成13年6月）	第14回（平成15年6月）
抽出率	病院 1/5 一般診療所 1/1（特定機能病院、歯科大学病院） 歯科診療所 1/25 保険薬局 1/50 1/10	1/5 1/1（特定機能病院、歯科大学病院） 1/25 1/50 1/10	1/5 （地域医療支援病院等） 1/1 （特定機能病院、歯科大学病院） 1/25 1/50 1/25
調査施設数	病院 1,758 (1,040) 一般診療所 2,380 (1,320) 歯科診療所 1,060 (673) 保険薬局 1,836 (1,161) 特定機能病院 82 (55) 歯科大学病院 29 (20)	1,736 (1,039) 2,508 (1,248) 1,165 (692) 2,250 (1,331) 82 (76) 29 (25)	1,886 (1,056) 2,566 (1,163) 1,130 (647) 1,197 (700) 82 (80) 29 (29)
主な改正点	《客体抽出》 ・特定機能病院、歯科大学病院は1/1から9の地域へ分類（病院の層化） ・都道府県を11から9の地域区分（病院の層化） ・国家公務員の調整手当における地域区分（病院の層化） ・特定機能病院、歯科大学病院は1/1から1/5へ抽出 ・療養病床60%以上の抽出を1/1から1/5へ変更（病院） ・法人立歯科診療所を抽出対象に加える 《調査内容》 ・院外処方箋の新設等（病院） ・病床の状況欄の新設等（一般診療所） ・建物減価償却費欄の追加等（歯科診療所） ・委託費欄の新設等（保険薬局） 《報告》 ・特定機能病院、歯科大学病院に係る収支表の追加等（病院） ・入院収入のある有床診療所の収支表の追加等（一般診療所） ・法人立診療所の収支表の追加等（歯科診療所） ・関連参考資料として、薬剤関係調査に係る資料を作成	《客体抽出》 ・介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類（病院の層化） ・200床以上、未満による分類（病院の層化） ・院外処方の有無別による分類（病院の層化） 《調査内容》 ・介護保険分の欄を新設 ・非常勤職員の常勤換算の導入 《報告》 ・概況版本体は「介護収入のない医療機関等の集計」で作成 ・参考資料1（介護収入のある医療機関等の集計）を作成 ・参考資料2（介護収入のない医療機関等及び介護保険収入のある医療機関等の集計）を作成 ・200床以上、未満別の収支表の追加等（病院）	《客体抽出》 ・保険薬局の抽出率を1/25へ変更 ・地域医療支援病院等については1/2で抽出 ・主たる診療科別に分類（一般診療所の層化） 《調査内容》 ・医業・介護費用を事務局で按分するための基礎数値記入欄の新設 ・借入返済金（元本）欄の追加 ・給食用材料費、患者用給食委託費記入欄を新設（一般診療所） ・資産・負債記入欄を病院並に設置（一般診療所） ・設備投資記入欄を医療法人等用と青色申告なしの個人立用に分離（一般診療所） ・1週間の表示診療時間の状況欄の新設（歯科診療所） 《報告》 ・参考資料1を「介護収入のない医療機関等及び介護収入のある医療機関等の医療保険に関する集計」に変更 ・借入金の状況に係る集計表を作成 ・機能別集計表（地域医療支援病院等）を追加 ・診療科別の集計に整形外科の集計を追加（一般診療所） ・1週間の表示診療時間の集計の追加（歯科診療所）

（注1）「地域医療支援病院等」の「等」は、社会保険診療報酬における回復リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院である。

（注2）「調査施設数」欄の（ ）は、有効回答施設数である。

（注3）特定機能病院及び歯科大学病院については別掲である。